

黄色マーカー：組合確認による修正箇所

青色マーカー：パブリックコメントの反映による箇所

新たなごみ処理施設等整備基本計画 (案)

令和7年1月

埼玉中部環境保全組合

2.1.3 現在のごみ処理

(1) 本組合におけるごみ処理の流れ

本組合におけるごみ処理の流れを図 2.2 に示す。

現施設では、構成市町（**鴻巣市吹上地域を除く**）で収集した可燃ごみと、粗大ごみの破砕処理後の可燃残さを焼却処理するとともに、焼却残さ及び金属類を民間処理業者に委託して資源化を行っている。

一方、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源物は構成市町で一時保管した後、民間委託による選別・減容、焼却等の中間処理や指定法人への引渡しを行い、最終的に資源化や埋立処分等を行っている。

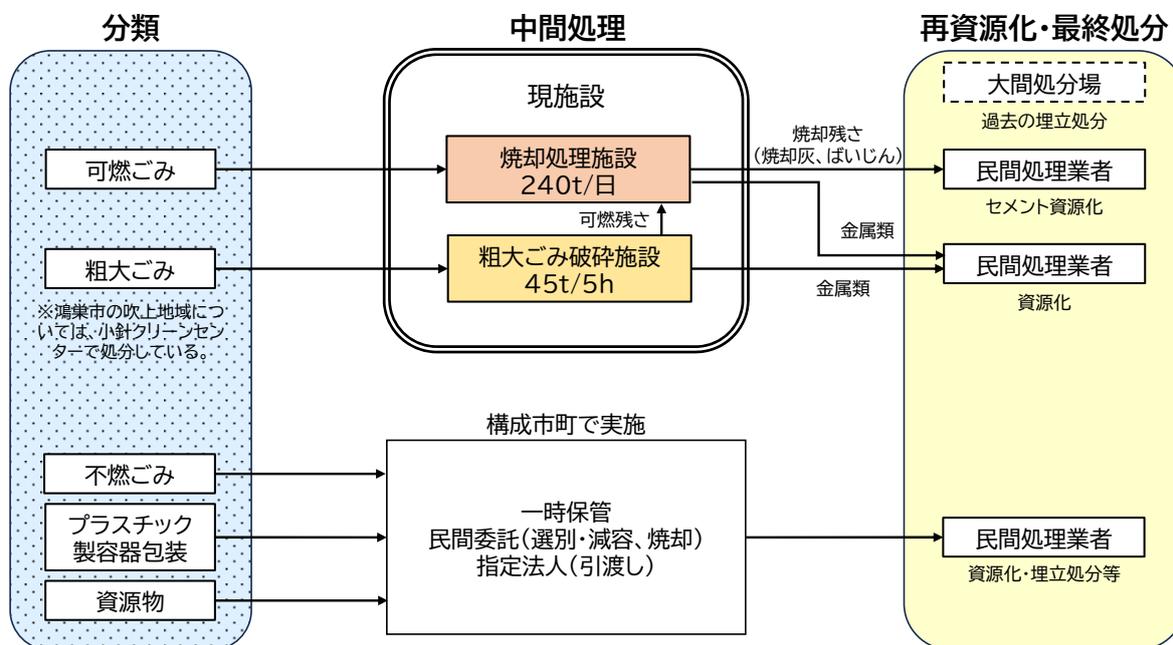


図 2.2 本組合におけるごみ処理の流れ

重要ポイント

プラスチック類資源循環法の制定を受け、プラスチック類のマテリアルリサイクルの推進を目的として、新施設ではプラスチック類資源化施設を整備する方針とした。また、可燃ごみの更なる資源化等を目的として、剪定枝資源化施設を整備する方針とした。これらの施設整備は、建設検討委員会において、基本理念や基本方針2「限りある資源やエネルギーの有効活用を図り、地球に優しい施設」、基本方針4「経済性と効率性を勘案した施設」に加えて、実現可能性等も考慮したうえで方針を定めている。

今後、各資源物の更なるリサイクルを推進するためには、これらの施設整備だけでなく、資源化施設を最大限活用するため、排出元での適切な分別が重要である。

(3) 本組合におけるごみ処理の流れ

新施設整備後のごみ処理の流れを図 2.3 に示す。

新施設では、構成市町で収集した可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック類、有害ごみ等、剪定枝の処理・再資源化を行う。なお、現在、小針クリーンセンター等で処理を行っている鴻巣市吹上地域のごみについても新施設において処理を行う。

その他の資源物については、構成市町で一時保管した後、民間委託による選別・減容等の中間処理や指定法人への引渡しを行い、最終的に資源化や埋立処分等を行う。

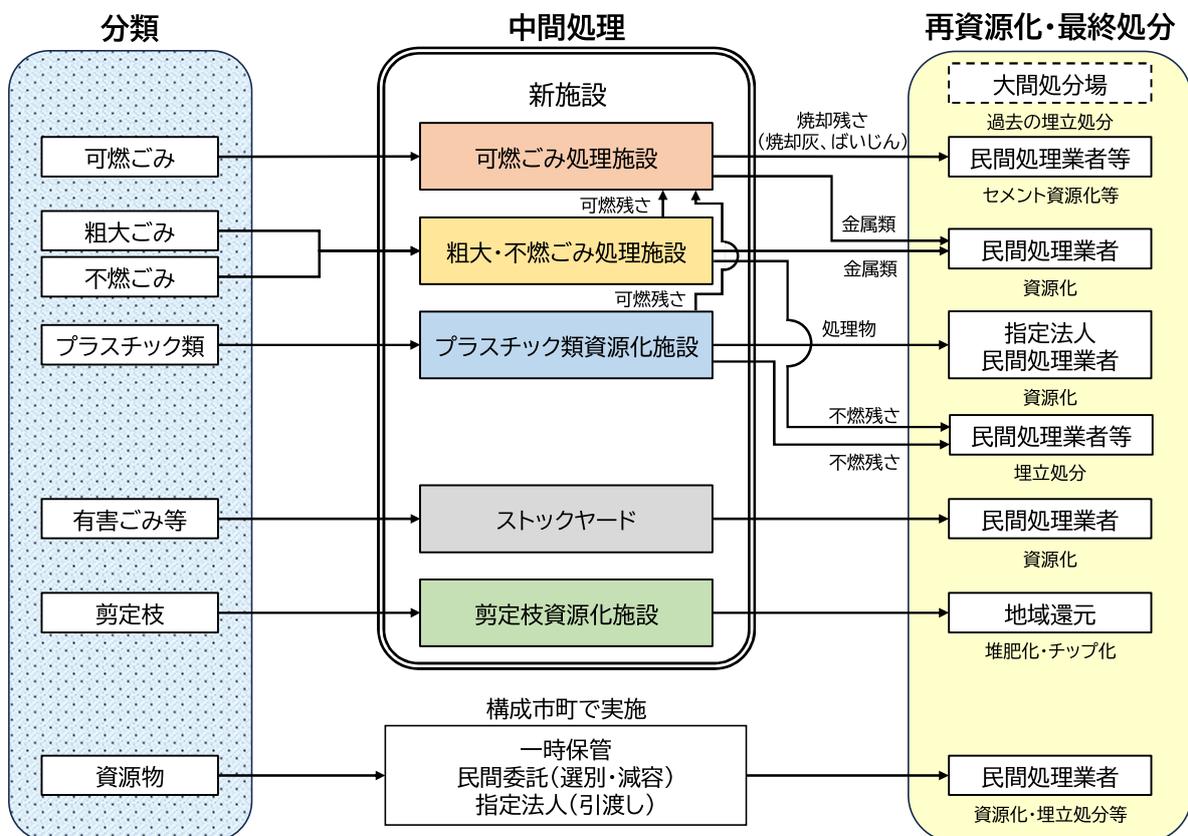


図 2.3 新施設のごみ処理の流れ

(3) 車両搬入出条件

1) 搬入出ルート

建設予定地周辺の道路状況を図 2.7 に示す。

建設予定地は県道 308 号線（県道内田ヶ谷鴻巣線）に隣接し、周辺には国道 17 号や県道 77 号線（主要地方道行田蓮田線）、県道 32 号線（主要地方道鴻巣羽生線）が存在する。

新施設稼働後の主な搬入出車両の走行ルートは、県道 308 号線を利用したルートの基本とする。なお、県道 308 号線から施設への搬入出については、関係機関（鴻巣市、北本県土整備事務所、警察等）との協議も踏まえ、搬入出口の位置や進入方法等を今後検討する。

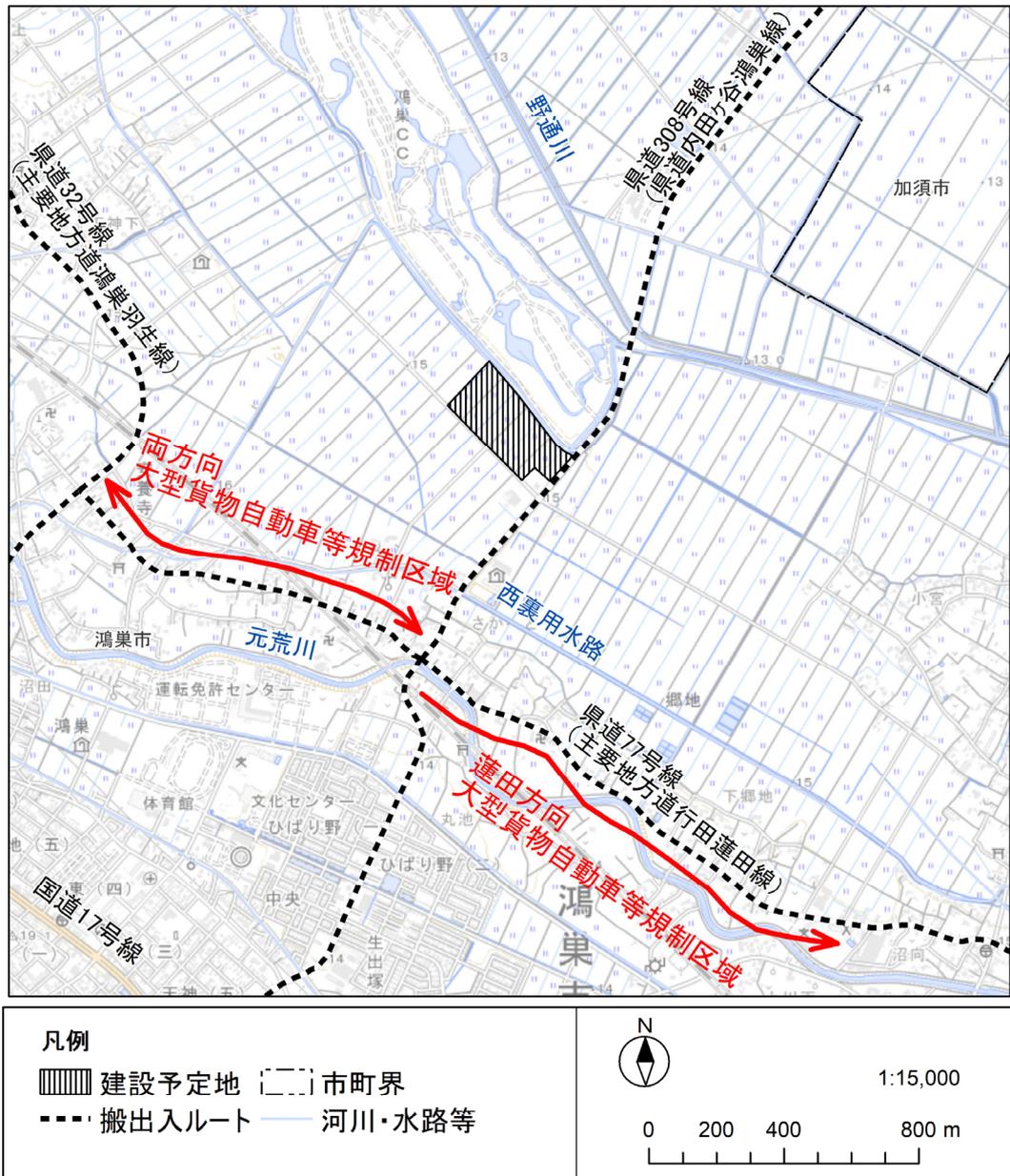


図 2.7 建設予定地周辺の道路状況

2) 搬入出車両台数

新施設稼働開始予定年度である令和 14 年度において、想定する搬入出車両の仕様及び車両台数を表 2.10 に示す。なお、車両台数は、現施設の令和 4 年度実績値及び「3.1.2 (4)将来人口推計」より試算した。

現在の構成市町の収集車両と大きく変わるものではないが、搬入車両が滞留することなく、円滑に搬入・受入れ可能な施設を計画する必要がある。

表 2.10 想定する搬入出車両台数（令和 14 年度）

種別		車種	台数	
搬入 車両	収集車両	可燃ごみ	4t パッカー車	79 台/日
		粗大ごみ	2t 車深ボディ	9 台/日
		不燃ごみ	4t パッカー車	9 台/日
		プラスチック類	4t パッカー車	35 台/日
		有害ごみ	4t トラック等	不定期
	直接搬入車両	乗用車、軽自動車、軽トラック等	115 台/日	
搬出 車両	焼却灰、ばいじん	10t トラック等	3 台/日	
	上記以外の処理生成物、金属類等	4t トラック等	数台*/日	
合計			約 250 台/日	

※粗大・不燃ごみ処理施設及びプラスチック類資源化施設から発生する処理生成物は、資源化方法により荷姿等が異なるため、現時点で具体的な台数の試算はできないが、処理量等を考慮すると数台/日程度と想定される。

表 2.12 建設予定地に係る主な法令等規制（都市計画・土地利用規制・自然環境関係）

法律名		適用範囲等	適用
都市計画に関する法律	都市計画法	都市計画区域内に本法で定める処理施設を建設する場合、都市施設として都市計画決定が必要	○
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合	×
	土地区画整理法	土地区画整理業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改造等を行う場合	×
	景観法	景観計画区域内において、建築物の建設等、工作物の建設等、開発行為その他の行為をする場合は、工事着工30日前に届出が必要	○
土地利用規制に関する法律	河川法	河川区域内及び河川保全区域内の土地において工作物を新築し、改築する場合は、河川管理者の許可が必要	×
	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う1,000m ² 以上の雨水浸透阻害行為については、知事等の許可が必要	○
	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限	×
	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合	×
	海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設ける場合	×
	道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合	○
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地の土地の形質の変更には通常県知事の許可が必要	○
	農地法	工場を建設するために農地を転用する場合	○
	港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設又は改築をする場合 臨港地区内にて、廃棄物処理施設の建設又は改良をする場合	×
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合	×	
自然環境に関する法律	都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築・改築・増築をする場合	×
	首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合	×
	自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築・改築・増築する場合 国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築・改築・増築する場合	×
	鳥獣保護法及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合	×

凡例) ○：該当する、×：該当しない、△：設計により適用可否が変わる

表 2.13 建設予定地に係る主な法令等規制（施設の設置関係）

法律名	適用範囲等	適用
建築基準法	第 51 条で都市計画決定がなければ建築できないと規定（ただし、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りではない。）建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要用途地域別の建築物の制限がある	○
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可 重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制	○
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	2,000m ² 以上の非住宅用途に係る建築物の新築・増改築をする場合、当該建築物（非住宅部分に限る。）を省エネ基準に適合させることが必要	○
航空法	進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限 地表又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要	△
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合	○
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合	×
放送法	有線一般放送施設を設置し、当該施設により有線一般放送の業務を行う場合	×
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合	△
電気事業法	特別高圧（7,000V超）で受電する場合、高圧受電で受電電力の容量が50kW以上の場合、自家用発電設備を設置する場合、非常用予備発電装置を設置する場合	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制、特定機械等に関する規制、酸素欠乏等労働者の危険又は健康障害を防止するための装置、その他関係規制、規格等	○
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合	×
工場立地法	製造業、電気・ガス・熱供給事業者（売電するごみ処理発電施設を含む）で、かつ、敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積3,000m ² 以上の工場の場合	○
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が6cm ² を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合	×

凡例) ○：該当する、×：該当しない、△：設計により適用可否が変わる

(2) その他の主な条例等

1) 埼玉県生活環境保全条例

埼玉県では、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として埼玉県生活環境保全条例を定めている。

同条例では排ガス規制値や騒音、振動、悪臭等の基準値を定めており、新施設の整備にあたっては、基準を遵守する必要がある。

2) 埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画

埼玉県では、地域の特性を生かした景観の形成を進めるため、景観法第8条に基づき、埼玉県景観条例及び埼玉県景観計画を定めている。

同条例及び同計画において、建設予定地が位置する鴻巣市は、景観計画区域（一般課題対応区域：田園区域）に指定されている。景観計画区域内において、一定規模を超える建築物・工作物の新築や修繕などの行為をしようとする場合は、景観計画区域ごとに定める景観形成基準を踏まえたうえで、外観の色彩やデザインなどについて届出が必要となる。

3) ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

埼玉県では、緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的として、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例を定めている。

同条例により、新施設の整備にあたっては、敷地面積 1,000m²以上の建築を行うため、「緑化を要する面積」、「接道部の緑化」、「高木植栽本数」のそれぞれについて緑化基準を満たす計画とし、届出が必要となる。

4) 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例

埼玉県では、近年全国的に集中豪雨等の影響による浸水被害が多発する傾向があり、雨水の流出量を抑制する必要性が生じていることから、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例を制定している。

同条例により、1ha以上の開発行為等を行う場合には、雨水流出抑制施設等を設置する必要がある。

3.4.6 炉数構成

(1) 基本的な考え

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取り扱いについて（平成 15 年 12 月 15 日 環廃対発第 031215002 号）」では、ごみ処理施設における炉数設定の基本的な考え方を以下のとおり示している。

ごみ処理施設の焼却炉の数については、原則として 2 炉又は 3 炉とし、夏季、冬季のごみ処理量への対応、維持管理に関する事項、経済性等に関する検討を十分に行い決定する。

施設規模 147t/日に対し 2 炉構成又は 3 炉構成とした場合、1 炉当たりの処理能力は以下のとおりである。

- 2 炉構成：73.5t/日×2 炉（147t/日）
- 3 炉構成：49t/日×3 炉（147t/日）

(2) 炉数の検討

施設整備の基本方針に基づき、2 炉構成及び 3 炉構成を比較評価した結果を表 3.25 に示す。

「1 炉停止時の対応」については 3 炉構成の方が優れるものの、それ以外の項目では同等か 2 炉構成の方が優れていた。また、メーカーへの市場調査を行ったところ、回答のあったすべてのメーカーが 2 炉構成を推奨していた。

以上より、新施設の炉数構成は「2 炉構成」とする。なお、「1 炉停止時の対応」の項目については、ごみピット容量を十分に確保することで処理能力不足とならないように対応する。

3.6.2 新施設の自主基準値

(1) 排ガスに係る自主基準値の設定

排ガスに係る自主基準値を設定するにあたっては、法令等基準値の遵守を前提とし、埼玉県内のストーカ式焼却炉における同規模施設の自主基準値を参考に、技術的に達成可能な基準値とした。新施設の排ガスに係る自主基準値は表 3.33 の赤枠箇所のとおりとした。

(2) 騒音、振動、悪臭及び排水に係る自主基準値

騒音、振動、悪臭及び排水に係る自主基準値は、法令等基準値の遵守を前提とした。

表 3.33 ごみ処理施設（埼玉県内）及び新施設の自主基準値

項目	法令等基準値 (表 3.29 参照)	埼玉中部環境保全組合 (新施設)	埼玉中部環境保全組合 (現施設)	ふじみ野市 (ふじみ野市・三芳町環境センター)	埼玉西部環境保全組合 (埼玉西部クリーンセンター)	久喜市 (（仮称）久喜市新ごみ処理施設)	朝霞和光資源循環組合 (ごみ広域処理施設)
施設規模 (t/日)	—	147	240	142	130	155	175
処理方式	—	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉
稼働開始年度	—	令和14年度予定	昭和59年度	平成28年度	令和4年度	令和9年度予定	令和10年度予定
ばいじん (g/m ³ N)	0.04	0.01	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01
硫黄酸化物 (ppm) (K値)	K値規制以下	20 (17.5)	50 (17.5)	20 (9.0)	25 (17.5)	30 (17.5)	30 (9.0)
窒素酸化物 (ppm)	180	50	150	50	50	50	70
塩化水素 (ppm)	123	20	50	20	30	30	50
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	0.01	0.5	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 (μg/m ³ N)	30	30	50 ^{※1}	(50) ^{※1}	30	30	30
一酸化炭素 (CO) (1時間平均) (ppm)	100	100	100	100	100	100	100

※排ガスに係る基準値は、酸素濃度 12%換算値

※1：排ガス中の水銀は、平成 30 年 4 月 1 日の大気汚染防止法改正に伴い規制された。平成 30 年 4 月 1 日時点で既設の施設においては法令基準値 50μg/m³N、平成 30 年 4 月 1 日以降に竣工の施設においては法令基準値 30μg/m³N と設定された。

(2) 温室効果ガス排出量の比較

新施設で発生する温室効果ガス排出量が現施設と比較してどの程度変わるかを把握する。比較にあたっては、温室効果ガスのうち一般廃棄物の中間処理における排出量が最も多いと考えられる二酸化炭素（CO₂）に着目して排出量を算定した。

1) 二酸化炭素排出量の算定範囲

二酸化炭素（CO₂）は大きく分けて、施設の焼却処理時、セメント原料化時及び輸送時に発生すると考えられる。本検討の算定範囲を図 3.14 に示す。

セメント原料化時の二酸化炭素排出量について、焼却残さ量の違いのみで影響が小さいと考えられることや、民間委託しているセメント原料化施設は本組合の所掌範囲外であることから、本検討では算定範囲に含めないこととした。

また、不燃ごみ中のプラスチック類について、現在は民間委託によりサーマルリサイクルを行っているが、新施設ではマテリアルリサイクル^等を行うこととなる。現施設での処理ではないが、サーマルリサイクルでは、エネルギー回収を行うため化石燃料の代替となる一方で、プラスチック類の燃焼も行うことから、不燃ごみ中のプラスチック類のサーマルリサイクルにおける二酸化炭素排出量を算定範囲に含めることとした。なお、不燃ごみの収集運搬、民間処理施設でのエネルギー使用量については、データの収集が困難であるため、算定範囲に含めないこととした。

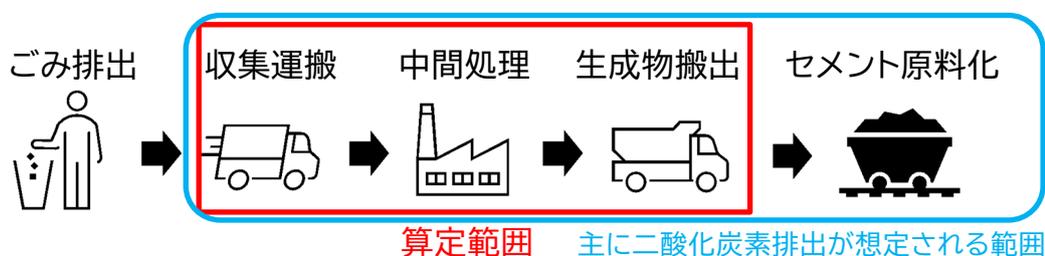


図 3.14 二酸化炭素排出量の算定範囲

2) 二酸化炭素排出量の算定方法

前項で示した算定範囲内の各プロセスにおける年間の二酸化炭素排出量・削減量を算定し、その合計を比較する。

なお、各項目における年間のエネルギー使用量等について、現施設は過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度）の平均値、新施設は市場調査より得られた回答（5 社）の平均値を採用した。また、CO₂ 排出係数は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver5.0)（令和 6 年 2 月、環境省）」、車両燃費は「収集運搬データに関するアンケート調査（平成 29 年 11 月、建設廃棄物協同組合）」を参照した。

重要ポイント

一般廃棄物の中間処理(焼却処理)で発生する温室効果ガスは、二酸化炭素が多くを占める。焼却処理における二酸化炭素の排出は、主にプラスチック類の焼却が要因であるが、焼却処理に伴い発生する余熱を活用して発電等を行うことで、購入電気の代替となり、二酸化炭素排出量の削減につながる。

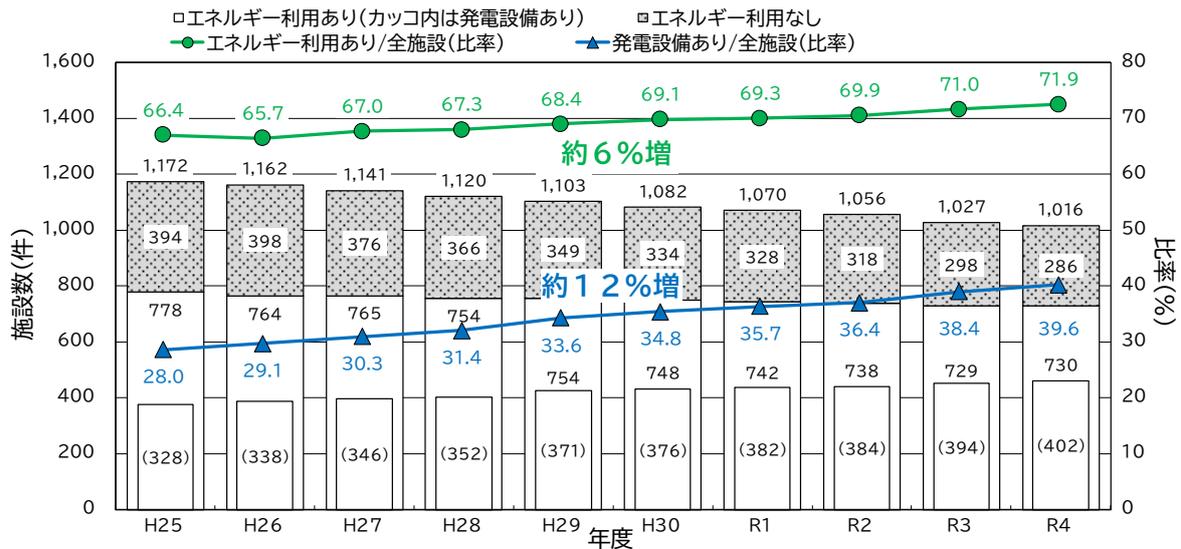
本計画の基本理念では、構成市町のゼロカーボンシティ宣言を鑑み、「脱炭素社会」を目指すことを掲げていることから、本計画における成果を確認するために、二酸化炭素排出量の試算を行った。試算結果では、電気供給による削減や、不燃ごみ中のプラスチック類をプラスチック類資源化施設でマテリアルリサイクル等につなげることによる削減により、新施設(2032年度稼働予定)の二酸化炭素排出量は、現施設(2018年度から2022年度の平均)と比較して約55%の削減になると想定された。

国が掲げている「2030年度までに2013年度比で46%削減」という中間目標に対して、本試算は二酸化炭素のみであり、対象期間が異なるものの、新旧施設の比較で約55%削減が可能となり、「脱炭素社会」の実現へ向けて一定の成果があることが確認できた。また、国が掲げている「温室効果ガスを2050年度に実質ゼロにする」という目標達成のためには、国が推進するバイオマスプラスチックの普及に加え、分別により可燃ごみ中のプラスチック類を極力減らしていくことで、一般廃棄物の中間処理における二酸化炭素排出量の更なる削減が可能となる。

3.7.2 他自治体におけるエネルギー利用状況

ごみ焼却施設におけるエネルギー利用は増加傾向にあり、平成 25 年度から令和 4 年度と比較すると、全施設に対するエネルギー利用ありの施設の割合は約 6%増加、発電設備ありの施設の割合は約 12%増加している（図 3.17）。

また、近年のストーカ式焼却炉（平成 30 年度から令和 4 年度稼働開始、発電可能となる施設規模 50t/日以上）では、約 90%以上の施設で発電を行っている（図 3.18）。



出典：一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和 4 年度）について（令和 6 年 3 月、環境省）より作成

図 3.17 ごみ焼却施設におけるエネルギー利用の推移

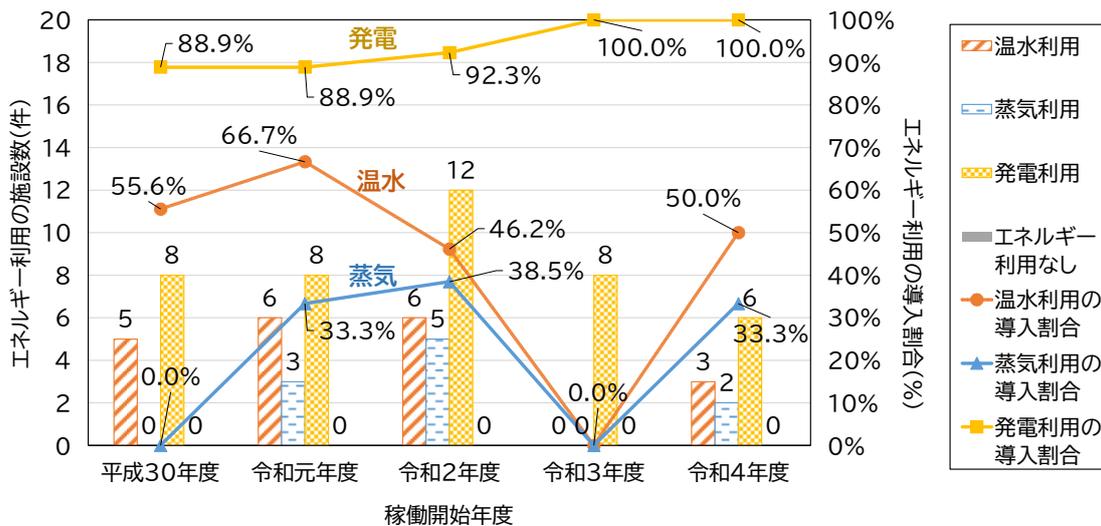


図 3.18 ごみ焼却施設における近年のエネルギー利用形態別の導入推移

表 3.42 新施設の浸水に対する安全性の目標

水害規模	目標設定	設定理由
内水による浸水 (想定浸水深：約 1.2m)	①浸水させない	本施設の耐用年数を一般的な平均供用年数 30.5 年と想定し、近年の降雨災害の激甚化を考慮すると、発生頻度（確率）が最も高いため。
計画規模の降雨による浸水 (想定浸水深：約 2.5 m～3.2m)	②多少浸水はするが施設の機能は維持される	200 年に 1 回程度の降雨規模の水害であり、発生した場合は鴻巣市のみならず県南地域から東京都まで被害を及ぼす大規模な災害となる。 本施設の耐用年数を一般的な平均供用年数 30.5 年と想定し、近年の降雨災害の激甚化を考慮すると、供用期間に発生する可能性も考えられるため。
想定最大規模の降雨による浸水 (想定浸水深：約 3.4 m～3.75m)	②多少浸水はするが施設の機能は維持される	1,000 年に 1 回程度の降雨規模の水害であり、発生した場合は鴻巣市のみならず県南地域から東京都まで被害を及ぼす大規模な災害となる。 発生しにくいと考えられるものの、万が一発生した場合には長期間の稼働停止は避けるべきであるため、計画規模と同等の目標とした。

(3) 対策内容

1) 内水による浸水への対策

内水による浸水（約 1.2m）に対する安全性の目標は「浸水させない」としたため、浸水対策として建設予定地全域を対象に盛土による嵩上げを行う。

対策する高さは、県道高さ（約 1.0m）+0.5m とする（図 3.24）。

2) 計画規模・想定最大規模の降雨による浸水への対策

計画規模・想定最大規模の降雨（最大約 3.75m）に対する安全性の目標は「多少浸水はするが施設の機能は維持される」としたため、浸水対策としては、各施設が建設される建物立地エリアを対象に部分盛土による嵩上げを行うこと（パターン A）、又はランプウェイの設置等の建築計画により施設に浸水対策を行うこと（パターン B）が想定される。

対策する高さは県道高さ（約 1.0m）+2.75m とする（図 3.24）。

なお、本計画では、プラントメーカーへの市場調査結果を参考として、ランプウェイの設置等の建築計画により施設に浸水対策を行うこと（パターン B）を基本とする（表 3.43）。ただし、パターン A 及びパターン A と B の折衷案についても、条件によりコストダウンの可能性があるので、競争性確保の観点から施設の機能維持を前提として民間事業者の提案によるものとする。

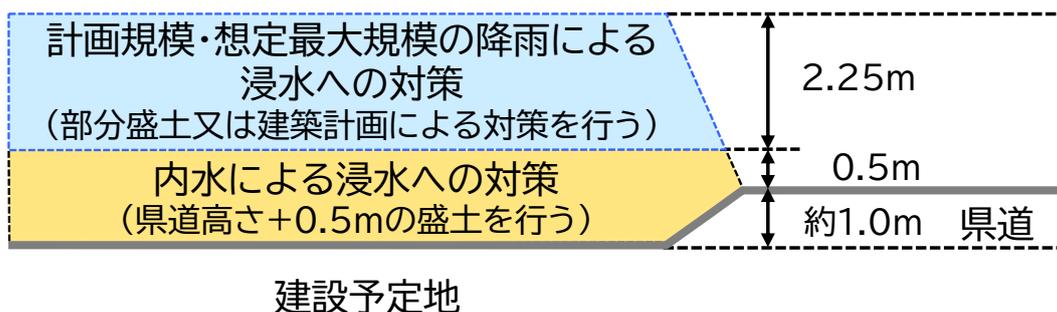


図 3.24 浸水対策の高さのイメージ図

表 3.43 想定される浸水対策パターン（計画規模・想定最大規模の降雨）

項目	浸水対策パターン A (追加の部分盛土による対策)	浸水対策パターン B (建築計画による対策)
対策概要	建物立地エリアを想定最大規模高さまで部分盛土で嵩上げを実施する	ランプウェイの設置や、電気系統及び重要機器を想定浸水深より高い位置に配置する等の建築計画による対策を実施する
イメージ図		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設に浸水対策を実施しないためパターン B と比較して建築費用が安価となる。 盛土を行った部分の建物は浸水しないと想定されるため、復旧が早い。 	<ul style="list-style-type: none"> 内水による浸水への対策にのみ盛土を行うため、パターン A と比較して使用する土量が少なく盛土対策費用は安価となる。 内水による浸水への対策後に建築工事へ着手可能となるため、工期が短縮できる可能性がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模レベルまでの盛土となるため、大量の土が必要となり、盛土対策費用は高価となる。 メーカー提案により施設配置が異なるため、事前に範囲を設定しない限り、契約前の盛土はできない。また、工期も想定は困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設に浸水対策を実施するため、パターン A と比較して建築費用が高価となる。 建物は、建築計画により浸水部分と非浸水部分に分かれ、浸水部分については、復旧が遅れる可能性がある。

3.9.3 新施設における環境学習・啓発機能の導入方針

新施設においては、廃棄物の適正処理だけではなく、環境学習・啓発の場としての役割も求められている。施設整備の基本方針の1つである「環境学習の場として、市民町民に開かれた施設」に基づき、ごみ処理施設の仕組みやごみ処理に関わる社会背景等を学ぶことができる環境学習の場として、来場者への情報提供及び環境意識の向上を目的とした環境学習・啓発機能の整備を計画する。

埼玉県内の自治体の導入事例を参考に、新施設に取り入れることを検討している環境学習・啓発機能の導入方針を表 3.45 及び表 3.46 に示す。なお、これらの方針は、本組合としての導入方針であり、最終的には事業者提案によるものとする。

表 3.45 新施設における環境学習・啓発機能の導入方針 (1/2)

機能・概要	実施内容	必要設備	現施設	新施設への導入方針		
【施設見学】各施設に見学者ルートを整備し、小学生の施設見学や一般来場者、行政等の視察を受け入れる	各処理施設の見学ルートの設置	可燃ごみ処理施設見学ルート	○	○	現施設も実施しており、処理工程に沿って環境学習に適したルートを設置する。経済性を考慮した配置計画、見学ルートとする。	
		粗大・不燃ごみ処理施設見学ルート	×	○		
		プラスチック類資源化施設見学ルート	×	○		
		剪定枝資源化施設見学ルート	×	×		移動式重機を主に扱う施設であり、見学者の安全確保に課題があるため、見学ルートは設置せず、パネル展示の紹介等で代用する。
	施設説明	会議室		○	○	来場者への説明を行う場所として設ける。什器収納場所を設け、議場との併用とする。
		視聴覚設備		○	○	来場者に施設の説明をするため、映像機器やモニター等の設備を設ける。
	体験型展示	展示物等		×	○	経済性を考慮した展示物とし、事業者提案とする。
	施設模型	施設模型		○	○	現施設でも実施しており、施設全体を理解しやすいため設置する。

凡例) ○ : 新施設に導入を検討、× : 新施設への導入を検討しない

表 3.46 新施設における環境学習・啓発機能の導入方針（2/2）

機能・概要	実施内容	必要設備	現施設	新施設への導入方針	
【展示物による啓発】 施設見学の補足や見学できない内容についての展示物を設ける	パネル学習 (施設見学を補足する内容)	展示パネル	×	○	施設見学の補足内容、構成市町の取組み（ごみ減量等）、脱炭素の取組み、灰のリサイクル、プラスチック類等のリサイクル方法、剪定枝資源化施設の内容、工事中の写真などについてパネル展示を実施する。
	実物展示	実物模型等	○	○	施設見学やパネル展示を補足する模型などを展示する。
	測定値表示モニター	モニター設備	×	○	環境測定結果、発電量を表示する。また、屋外の設置についても今後検討する。
【体験学習】 体験学習等の講座を実施する	環境学習講座、工作教室等	実施に必要な研修室や工具等	×	×	講座を行う人員の確保が必要となるため実施しない。
【緑地・その他】 環境学習に限定せず、地元住民の憩い・交流の場を提供	緑地・調整池等	多目的広場	×	○	緑地等を活用した屋外施設の導入を検討する。
	コミュニティスペース	多目的室	×	○	市民町民に開かれた施設として会議室の多目的利用を検討する。
【リユース・リペア】 ごみとして排出された雑貨や家具等の販売を行う	修理せずに利用可能な物品の販売	展示販売・保管スペース	×	○	リユース機能を設ける。ただし、経済性の観点から、展示販売・保管スペースの設置等については、民間事業者の活用を含め事業者提案とする。
	修理等を行い、利用可能な物品の販売	修理スペース、展示販売スペース	×	×	修理をする人員等の確保が必要となるため実施しない。

凡例) ○：新施設に導入を検討、×：新施設への導入を検討しない

4) 管理棟

管理棟は、工場棟と同じく本施設の主要な施設であり、運営管理事務所及び従業員の厚生施設としての機能と、見学者が利用するエントランスや事務所の機能、環境教育・環境学習のための機能を有する。

見学者等の一般来訪者が多く利用する施設であることから、安全性と機能性に配慮した建物配置とする必要がある。

計画にあたっては、以下の事項を基本とする。

- ・ 来訪者と運転管理員の動線が極力重ならない計画とする。
- ・ 車両動線と交錯することのない安全な来訪者動線を確保する。
- ・ 駐車場及び歩行者用出入口からのアクセスに配慮した計画とする。

(3) 主要諸室計画

主要諸室の検討にあたっては、DBO 方式による運営維持管理を前提として整理し、表 3.48 のとおりとする。なお、施設配置を合理化することにより、一部諸室の共用や省略等も可能である。

表 3.48 主要諸室計画

構成する施設	内容
エネルギー回収型廃棄物処理施設	運転管理員事務室、会議室、中央制御室（ごみクレーン操作室）、電子計算機室、分析室、前室、油圧操作室、電算機室、休憩室、更衣室、浴室、洗濯乾燥室、見学ホール、便所、多目的トイレ、その他運営に必要な諸室
粗大・不燃ごみ処理施設	運転管理員事務室、会議室、中央監視室、休憩室、更衣室、浴室、洗濯乾燥室、見学ホール、便所、多目的トイレ、その他運営に必要な諸室
プラスチック類資源化施設	同上
剪定枝資源化施設	中央監視室、休憩室、便所（離れた場所でも可）、その他運営に必要な諸室
ストックヤード	便所（離れた場所でも可）、その他運営に必要な諸室
計量棟	計量事務室、便所（離れた場所でも可）
管理棟	玄関、事務室（運営管理員用、本組合職員用）、来訪者説明室、会議室（議場を兼ねるものとし、什器倉庫を併設する）、防災倉庫、休憩室、書庫、多目的倉庫、湯沸室、便所、多目的トイレ、その他運営に必要な諸室

3.11.2 造成計画

建設予定地は、3.8 災害対応計画で示した浸水対策を考慮して盛土することとなるため、計画にあたっては、以下の事項にも配慮するものとする。

- ・ 造成工事の範囲は、地盤対策、土工事（切土工、盛土工、法面工、植生工、地盤対策工、調整池整備工等）を想定する。
- ・ 受電、上水管、周辺水路等のインフラ関連設備の位置に十分配慮した計画とする。
- ・ 今後実施する地盤技術解析に基づく地盤対策を考慮した計画とする。

県条例に示される区域図では、建設予定地の一部は湛水想定区域（青色部分）にかかっている（図 3.31）。しかしながら、実際には建設予定地における湛水状況は周辺と同様であるため、建設予定地全域が湛水想定区域であると想定する。

このとき、雨水流出抑制施設の最大の必要対策量は約 $11,396\text{m}^3$ となる。

なお、この数値は基本計画段階における試算結果であり、今後の事業者選定段階において見直す可能性がある。

V①（雨水流出増加行為に対する必要対策量）
= $(5.8 \times 700 - (0 \div 0.4704) \times 700) = 4,060\text{m}^3$
V②（湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量）は下表より $7,336\text{m}^3$
V = V① + V② = $11,396\text{m}^3$

表 3.49 湛水想定区域での盛土行為に対する必要対策量の算定

区域名	B (ha)	h (m)	V② (m ³)
湛水想定区域①	0.0018	0.625	11
湛水想定区域②	0.0306	0.375	115
その他想定区域	5.7676	0.125	7,210
合計			7,336

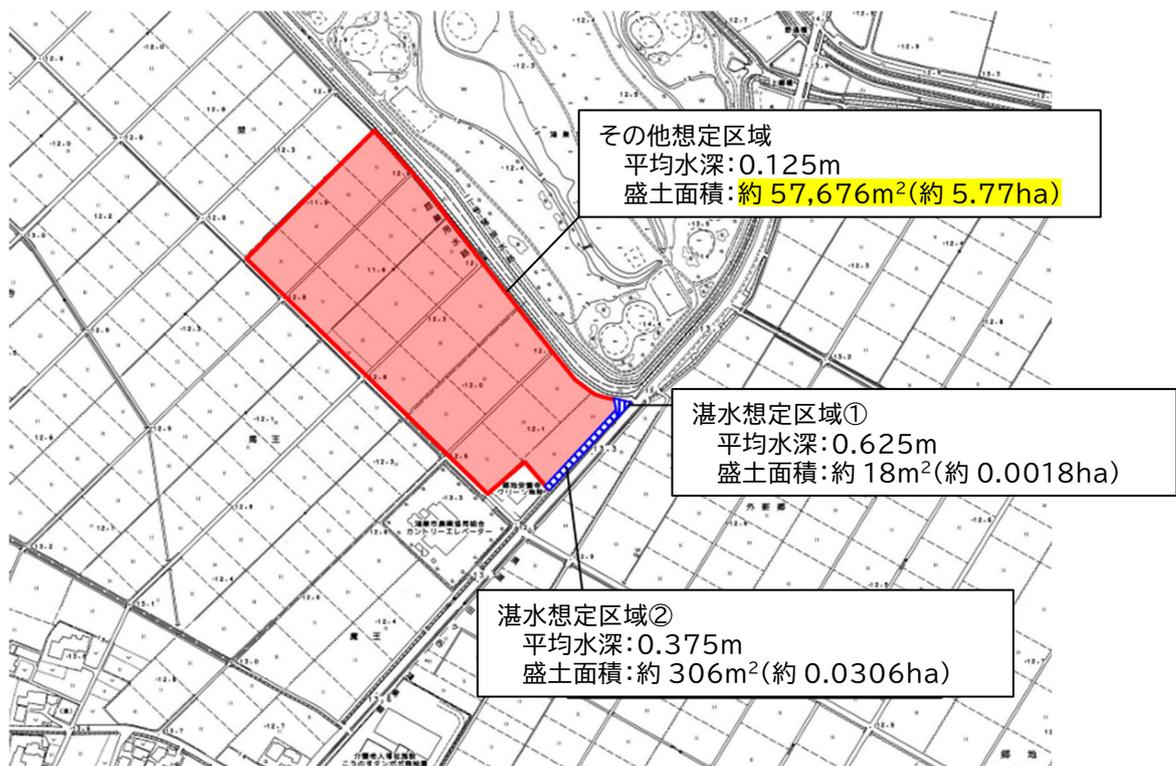


図 3.31 湛水想定区域での盛土面積と平均水深